

## 告 示

### 埼玉県告示第八百三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十七年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年六月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人かわぐち手歩の会
- 三 代表者の氏名  
中山 純子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市大字安行領根岸千八百三十六番地の二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、主として川口市及びその周辺地域に居住する聴覚障害者の生活支援、情報保障、相談事業等を行うとともに、広く一般市民に聴覚障害者の生活・福祉に関する理解を働きかけ、啓発・交流・手話などの普及を行い、聴覚障害者の社会参加、自立を促進し、地域社会の福祉の増進と発展に寄与することを目的とする。